明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　一

〔告　示〕

○戸籍が滅失した件（法務一八五）　一一
○除籍が滅失した件（同一八六）　一一
○難民認定証明書が効力を失った件（同一八七）　一一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同一八八）　一二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件の一部を改正する件（同一八九）　一二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同一九〇、一九一）　一二
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の三の書簡の交換に関する件（外務一四六）　一二
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業四）　一二
○保安林の指定を解除する件（農林水産五八九～六〇〇）　一三
○都市計画に関する件（国土交通五一九）　一三
○電子情報処理組織を使用して処分通知等をしようとする港湾管理者の告示（同五二〇）　一四
○我が国における平成二十四年度の温室効果ガスの排出量及び平成二十年度から平成二十四年度までの温室効果ガスの吸収量を公表する件（環境六三）　一四
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（防衛七五）　一四
○道路に関する件（四国地方整備局五〇、五一）　一四
○道路に関する件（九州地方整備局一一〇～一一四）　一五

〔国会事項〕

〔人事異動〕

公安調査庁　経済産業省　一六

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（国土交通省、九州運輸局）　一六
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（東北運輸局、関東同）　一六

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、勝瓜口土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可関係　一七
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一七
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（農林水産省・林野庁）、企業年金基金解散・清算人就任関係　一七
会社その他　一八

省　令

○国土交通省・環境省令第一号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項、第九条の四第二項、第九条の五第四項及び第九条の十一第三項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「又は四十五・二」を「、四十五・二又は四十五・六」に改め、同条第十号中「方法又は」を「方法、」に改め、「三十八・三」の下に「に該当する方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百八十五号

兵庫県加東市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、加東市役所又は神戸地方法務局社支局に照会すること。

平成二十六年四月二十二日

法務大臣　谷垣　禎一

兵庫県加東郡中東條村ノ内森尾村二十一番地
前田松太郎